

## 前払金支払限度額の撤廃について（平成 29 年 4 月）

長門市が発注する工事については、これまで設計金額が130万円以上の場合、当初請負代金の4割以内で支払限度額を1億円として前払金の請求が可能としておりましたが、建設業者への円滑な資金提供による経営の安定化を図り、公共工事の適正な施工確保及び工事請負契約の適正な履行確保を図ることを目的として、平成29年4月1日以降契約するものから前払金の支払限度額を撤廃します。

また、工事に関する業務委託の前払金支払限度額についても同様に撤廃します。

### 概 要

- **前払金**（工事請負代金の額の4割、委託料の額の3割）の支払限度額（工事1億円、委託料5千万円）を撤廃し、無制限とする。